

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ QRコード付き交付申請書が順次送付されます！

参考資料 1

- 令和4年7月26日以降、9月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方(※)を対象に、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書が順次送付されます。

※ マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、原則として、令和4年度中に出生した乳児、在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う方等を除く方が対象となります。また、令和3年度末までに後期高齢者医療広域連合より、交付申請書が送付された75歳以上の方には送付されません。

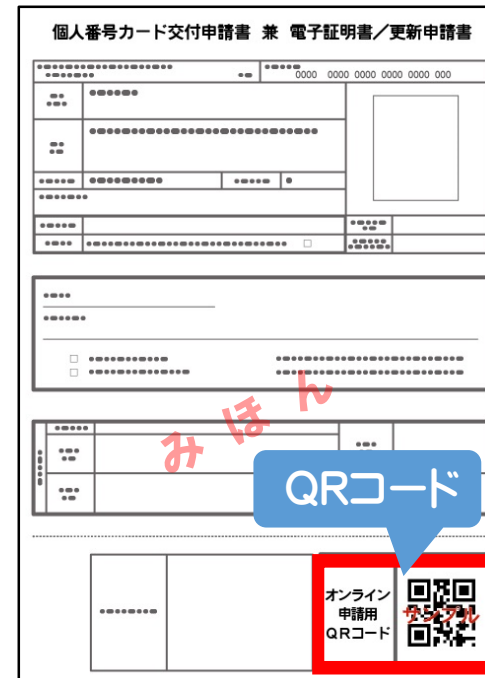
- QRコード付き交付申請書は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より送付されます。

※ 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は、国と地方公共団体が共同で管理する法人です。

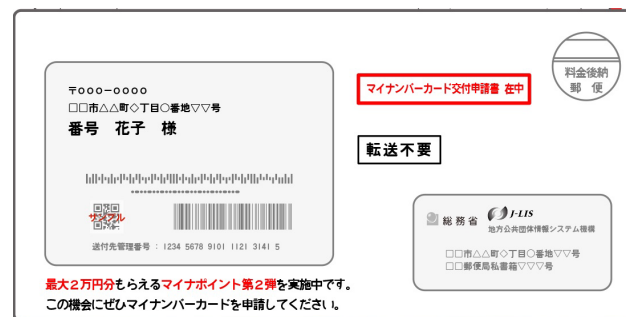
- 右下にあるQRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、オンラインで簡単に申請ができます。

※ 紙の交付申請書と返信用の封筒も同封されていますので、切手なしでの郵送申請も可能です。

- 交付手数料は無料です。
マイナポイント第2弾の対象となる
マイナンバーカードの申請期限は、
9月末までとなりますので、お早めに
マイナンバーカードの申請をお願いします。



QRコード付き交付申請書



送付される封筒

総務省 J-LIS
地方公共団体情報システム機構

「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」から送付されます。
総務省のロゴマークも入っています。